Ⅲ　働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進

1　長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり

（１）長時間労働の是正

①　生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者の様々な課題に対応するため、「長崎働き方改革推進支援センター」を通じて、関係機関と連携を図るとともに、取り組みを進めるための助成金の活用等、専門的な支援を行います。

②　過重労働が行われているおそれがある事業場に対して、適正な労働時間管理及び健康管理に関する窓口指導、監督指導等を徹底します。

③　「ながさき働き方改革推進協議会」において、中小企業・小規模事業者の働き方改革が円滑に進むよう、地域における若者等の労働環境や処遇の改善等に向けた地域の政労使団体の連携強化を図ります。

（２）労働条件の確保・改善対策

①　労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

②　労働基準監督署に編成した「労働時間相談・支援班」においては、法令に関する知識や労務管理体制が必ずしも十分ではない場合が多いと考えられる中小規模の事業場に対して、働き方改革関連法を始めとした法令や労務管理について、引き続き、きめ細かな相談・支援等を行います。

③　使用者団体、労働者団体、及び地方公共団体等の協力を得て、使用者・労働者等に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行います。

④　「労災かくし」の排除を期すため、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、引き続き、労災補償担当部署と監督・安全衛生担当部署間で連携を図りつつ、事案の把握及び調査を行います。

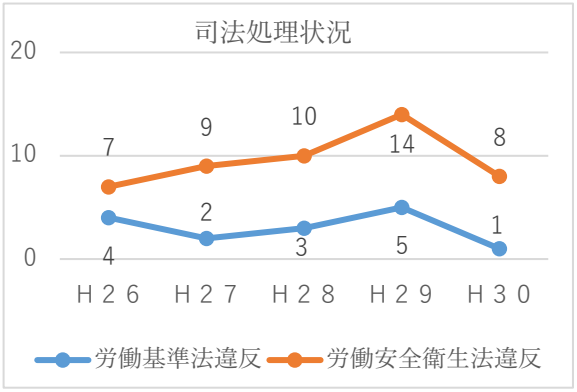

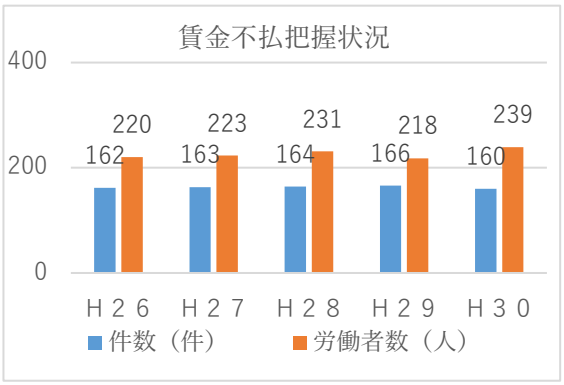

地域別最低賃金	元年度時間額（改正発効年月日）
長崎県最低賃金	790 円（1.10.3）
特定最低賃金（産業別最低賃金）	元年度時間額（改正発効年月日）
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	875 円（1.12.7）
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	833 円（1.12.27）
船舶製造・修理業，舶用機関製造業	875 円（1.11.29）

行政運営方針のあらまし

（３）労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

① 労働災害が増加傾向にある第三次産業等について、安全推進者の配置やリスクアセスメントの普及の促進等を通じて、企業の自主的な安全衛生活動の取組、転倒災害防止対策や介護労働者の腰痛予防対策を促進します。

② 脳・心臓疾患事案及び精神障害事案（過労死等事案）については、認定基準に基づき、的確な労災認定を徹底する。特に局署管理者においては、期限を付した具体的な指示や指導を行うなど、進行管理を適切に実施します。

平成30年　業種別労働災害発生状況

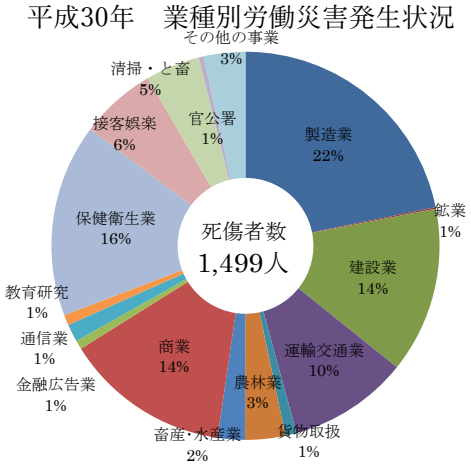

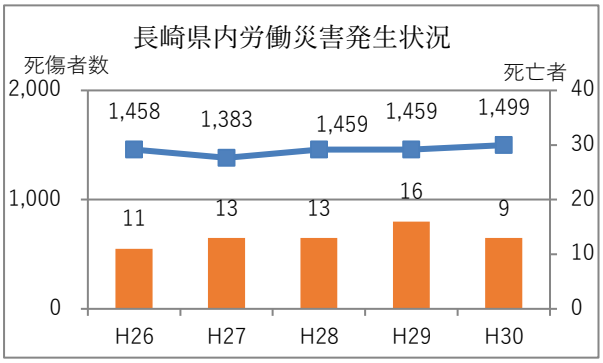

労災保険請求・支給決定状況

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
脳血管疾患請求件数	3	3	3	5	9
脳血管疾患支給決定	1	1	1	2	0
虚血性心疾患請求件数	4	4	4	4	5
虚血性心疾患支給決定	2	2	2	1	3
精神障害請求件数	12	13	14	18	20
精神障害支給決定	8	9	10	11	4

２　最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

（１）最低賃金･賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

業務改善や生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、「長崎働き方改革推進支援センター」を活用し、各地域の商工団体等と連携を図り、新規・拡充された助成金の活用を通じて支援に取り組みます。

（２）雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

パートタイム・有期雇用労働法及び、改正労働者派遣法に基づく正社員と非正規社員との不合理な待遇の差の解消等の適正性な履行確保に向けて、事業主等に対して法制度の周知を図るとともに特別相談窓口を設置し、労使からの相談に対応します。

（３）非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等

人事評価制度や賃金制度の整備・実施による生産性向上、賃金アップ等の実現及び設備等への投資により雇用管理改善を図る事業主に対する助成を行います。

3　総合的なハラスメント対策の推進

（１）職場におけるハラスメント撲滅対策の集中実施

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の職場のハラスメントの撲滅の気運の向上をはかるため、集中的な広報や「ハラスメント特別相談窓口(仮称)」の設置等の取組を行います。

（２）労働関係紛争の早期解決の促進

いじめ・嫌がらせや労働条件等のあらゆる労働問題に関してワンストップで対応するため、総合労働相談コーナーの機能を強化するとともに、局長による助言・指導の効果的な実施や紛争調整委員会によるあっせんの迅速な対応等により、個別労働紛争の早期の解決を促進します。

ハラスメントに関する相談の状況

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
パワーハラスメント	586	701	814	704	875
妊娠・出産等	—	—	49	18	16
育児ハラスメント	—	—	15	19	15
介護ハラスメント	—	—	11	16	9
セクシュアルハラスメント	81	74	76	98	98

4　柔軟な働き方がしやすい環境整備等

ワークライフバランスを進めるためのテレワークの普及促進や希望に応じて幅広く副業・兼業を行える環境の整備に向けた周知等を行います。

5　治療と仕事の両立支援

（１）治療と仕事の両立支援に関する取組の促進

①　産業保健総合支援センターと連携して、あらゆる機会を捉え、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」及び企業と医療機関の連携のためのマニュアルの周知、助成金制度の周知、利用勧奨を行います。

②　局に設置する「地域両立支援推進チーム」の活動を通して、地域の関係者に連携する両立支援コーディネーターの理解の普及を図り、両立支援に係る関係施策の横断的な取組の促進を図るとともに、産業保健総合支援センター等で開催する養成研修の周知・受講勧奨を行います。

（２）がん等の疾病による長期療養が必要な労働者に対する就職支援の強化等
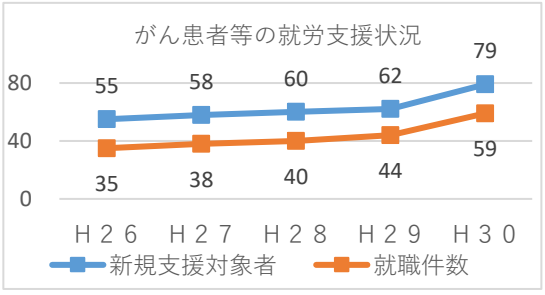
がん診療連携拠点病院等との連携の下、出張相談や個々の患者の希望や治療状況を踏まえた職業相談・職業紹介などの就職支援、事業主向けセミナーなどを積極的に実施します。